

平成19年10月25日

社会保険庁長官
坂野 泰治 殿

全国健康保険協会設立委員会
委員長 星野 進保

全国健康保険協会の職員の募集について

本委員会においては、昨年 11 月以来、全国健康保険協会の設立に向けて検討を行ってきたところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 13 条第 2 項の規定に基づく協会の職員の労働条件及び採用の基準等を別添のとおり定めたところである。

については、同法附則第 15 条の規定に基づき、社会保険庁の職員（他省庁等への出向者を含む。）にこれらを提示の上、職員の募集を行い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成し、平成 20 年 2 月末までに本委員会に提出されたい。また、名簿には、意思確認書など必要な添付書類を添付されたい。

協会の理念・運営方針、人事方針及び組織人員の骨格は参考資料のとおりと考えており、採用に当たっては、採用予定者数（約 1800 名）を上限とともに、協会における組織の運営や業務が適切かつ円滑に行えるよう、本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、広域的な人事異動を原則とする人事方針や年齢構成のバランスを考慮することから、その趣旨に沿って、名簿の作成を行い、必要な人材の確保に努められたい。

また、本年 12 月中旬を目途に、職員の希望の状況など名簿の作成作業に関して中間報告を行われたい。

なお、社会保険庁の職員からの採用のほか、職員については、民間からの採用や民間・国等からの出向により約 300 名の人材の確保を行うことを考えているが、必要な人材が確保されないことが見込まれるときは、これらの採用の内訳の変更を行うことも考えている。